

「地球発見隊 多文化共生理解出前講座」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民の異文化理解を深め、国際交流の促進を図るための地球発見隊 多文化共生理解出前講座（以下「講座」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「講座」とは、県内に在住、通勤又は通学する者で構成された民間団体・高齢者大学・子どもクラブ又は県内にある保育・幼稚園、小・中学校、高等学校、公民館等営利を目的としない組織（以下、「団体等」という。）に、原則として県内在住の外国人を講師として派遣し、出身国の文化、生活習慣、社会情勢等又は講師から見た日本の印象等について話してもらうこと及び協会の職員を派遣し、県内の外国人住民の現状や課題を話すことをいう。

(対象)

第3条 講座を利用できる者は、「団体等」で、原則として参加予定人員が10人以上であることを要件とする。

(申込み等)

第4条 講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、原則として、実施希望日の前日から起算して1箇月前の日までに、地球発見隊 出前講座申込書（第1号様式）を（公財）佐賀県国際交流協会（以下「協会」という。）に提出する。

2 同一受講者での申込みは、年3回を限度とする。また、1回の申込みにつき、希望講師は最大2名までとし、各講師の講座時間は30分以上1時間以内とする。

(実施決定等)

第5条 協会は、前条第1項の申込みがあったときは、日時等について講師と調整の上、講座実施を決定した場合には、地球発見隊多文化共生理解出前講座実施決定通知書（第2号様式）により、代表者に通知する。

2 協会は、前項により講座の実施が決定した後、面談又は電話・メールによる事前打合せ日時の調整を行い、決定した事前打合せ日時は、多文化共生理解出前講座実施決定通知書により代表者に通知する。また、事前打合せは、原則として団体等及び講師の2者で行うものとし、事前打合せの結果は、打合せチェックシート（第3号様式）により、講師及び協会に通知する。

3 協会は、第1項による講座実施を決定する場合においては、必要な条件を付することができる。

(実施決定の変更)

第6条 協会は、前条の規定により、講座実施決定の通知をした後において、講師の都合上やむを得ない事情が生じたときは、代表者にその旨を通知し、調整を行った上で変更を行うことができる。また、当該変更を行うことを決定したときは、地球発見隊 多文化共生出前講座の変更決定通知書（第4号様式）により代表者に通知する。

2 講師変更の手配ができない場合は、講座の実施を中止することができる。

(利用日時)

第7条 団体等が講座を利用できる時間は、午前9時から午後6時までの間とする。

(利用場所)

第8条 団体等が講座を利用できる場所は、原則として県内に限るものとし、当該団体等の責任において確保する。

(利用目的の制限等)

第9条 協会は、団体等の講座の利用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講座実施の決定をしないことができる。

- (1) 外国語の習得を主な目的とするとき
- (2) 料理の勉強会を主な目的とするとき
- (3) その他講座の目的に反し、その実施が適当でないと認めるとき

2 協会は、第5条による講座の実施決定の通知をした後、前項の事実が認められたときは、その決定を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第10条 第5条により講座の実施決定を受けた代表者は、利用日時、場所その他申込みの事項に変更が生じたとき、又は申込みを取り消すときは、直ちに協会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(経費の負担)

第11条 団体等が講座を利用するに当たっては、講師に対する謝礼は協会が負担し、講師の交通費、会場の借上げ及び材料の購入等が必要な場合は、団体等が手配し、当該費用を負担する。

(実施報告の提出)

第12条 団体等が講座実施後、1週間以内に地球発見隊 多文化共生理解出前講座の実施報告書(第5号様式)に講座の様子が分かる写真数点を添付して、協会に実施報告を行う。

また、受講者のアンケート結果又は感想・意見があれば、併せて提出する。

(講師の紹介)

第13条 協会は、第9条により、講座実施決定をしない場合においては、団体等の希望に応じ、講師紹介ができる。

ただし、第11条の講師に対する謝礼は団体等が支払うものとし、その金額を記載した SPIRA 出前講座申込書(第1号様式)を、協会に提出する。

2 講師の紹介のみを実施する場合において、協会は、SPIRA 異文化理解出前講座の講師紹介通知書(第6号様式)により代表者に通知する。

3 協会が前項により、講師の紹介のみを行った場合においての事前打合せは、第5条第2項に準ず

る。

4 講師の紹介のみを実施する場合の実施報告の提出は、第12条に準ずる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する

この要綱は、平成31年4月1日から施行する